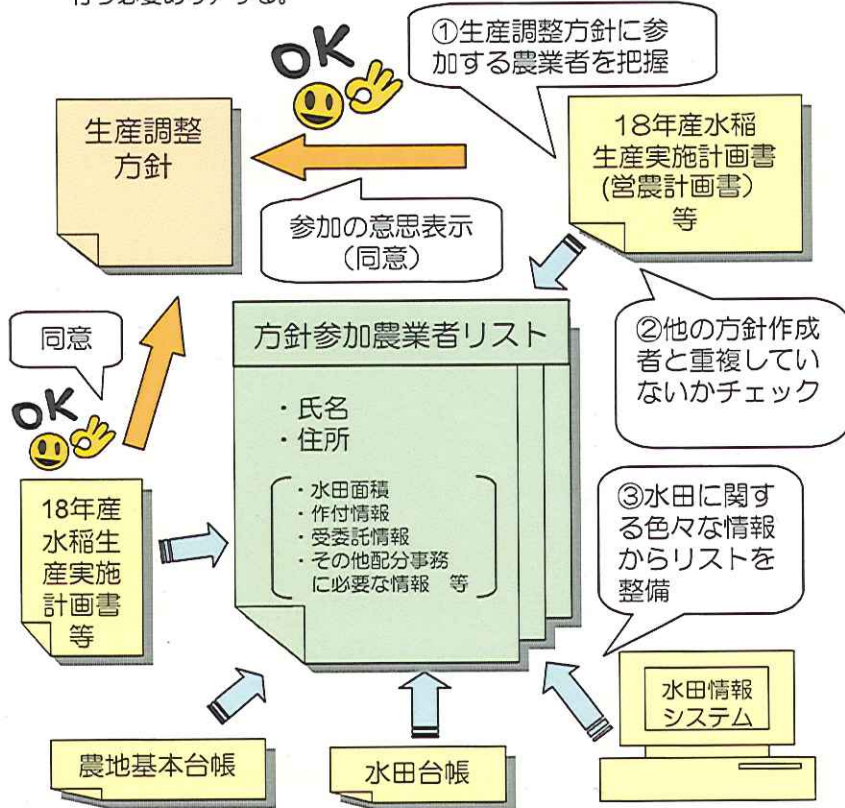


## ● 生産調整方針に参加する農業者の明確化

J A等の方針作成者は、自らの生産調整方針に参加する農業者を明確にし、方針参加農業者リストを整備する必要があります。

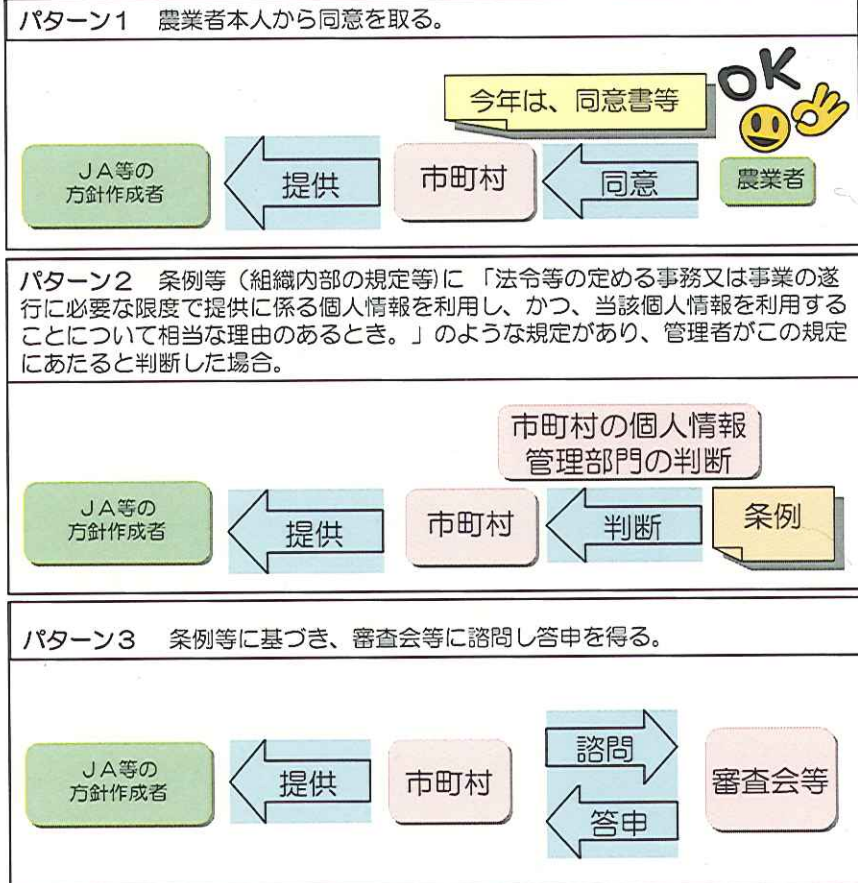
- ① 既に18年産の水稻生産実施計画書、出荷契約書等により生産調整方針への参加の意思表示をしている農業者を把握。又は新たに生産調整方針の参加者を把握する。
- ② ①で把握した参加者が他の方針作成者と重複していないかを書類の突合や情報交換等によりチェックする。
- ③ 水田台帳、水田情報システム、農地基本台帳等の水田に関する色々な情報からリストを整備（行政や農業委員会等から情報提供を円滑に行う必要あり）する。



## ● 個人情報の取り扱いに注意！！

J A等の方針作成者に、水田台帳等の個人情報を提供する場合、その情報の管理者は、個人情報の取り扱いに注意し、条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

### <個人情報の提供対応例>



※ 来年からは、J A等の方針作成者へ提出する出荷契約書や地域協議会に提出する営農計画書等の中で同意を取るなどの効率的な手法も検討しましょう。

## 地域協議会の構成員の役割の明確化

地域協議会の各種取組が、効率的に実施できるよう構成員の役割を明確にし、関係者の連携を図ることが重要です。

次に示すものは、あくまで参考例であり、それぞれの地域協議会の中で現状を踏まえた対応を決定する必要があります。

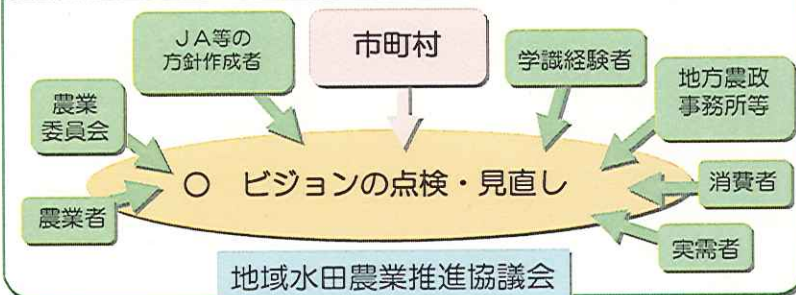
### 1 地域水田農業ビジョン関係

地域水田農業ビジョンの点検、見直し等を地域協議会のおかれている状況を背景に、構成員のうち誰が中心となって果たしていくか？



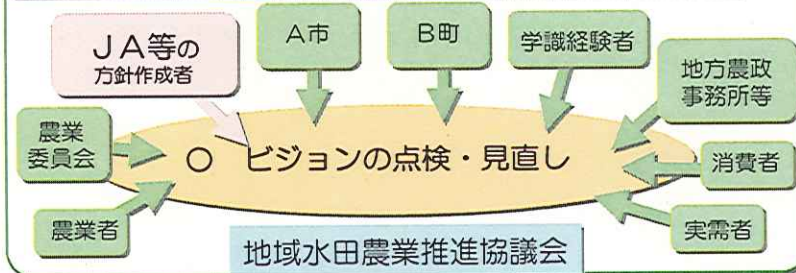
#### <パターン1>

水田農業と他の産業とを連携させつつ、地域振興を図る必要がある場合には、市町村が中心となって、ビジョンの点検・見直しを行うことが効果的。



#### <パターン2>

複数の市町村をJAの範囲で集約し地域協議会を設立している場合には、地域全体の振興を図る上では、JA等の方針作成者が中心となって、ビジョンの点検・見直しを行うことが効果的。

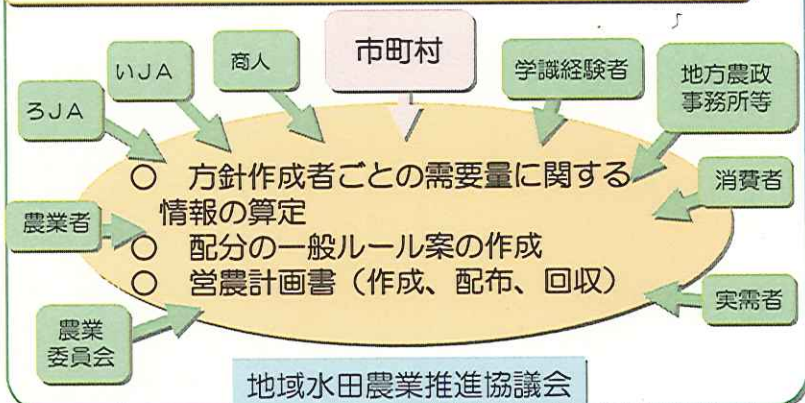


### 2 需要量に関する情報の算定関係

方針作成者ごとの需要量に関する情報の算定、農業者への配分の一般ルール案の作成等を地域協議会のおかれている状況から見て、構成員のうち誰が中心となって役割を果たしていくか？

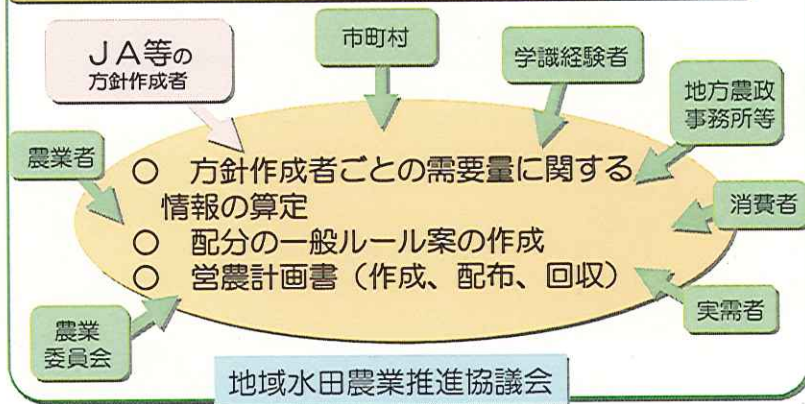
#### <パターン1>

1 協議会に複数の方針作成者が参画する場合には、方針作成者の意見を踏まえ、市町村を調整役として議論することが効果的。



#### <パターン2>

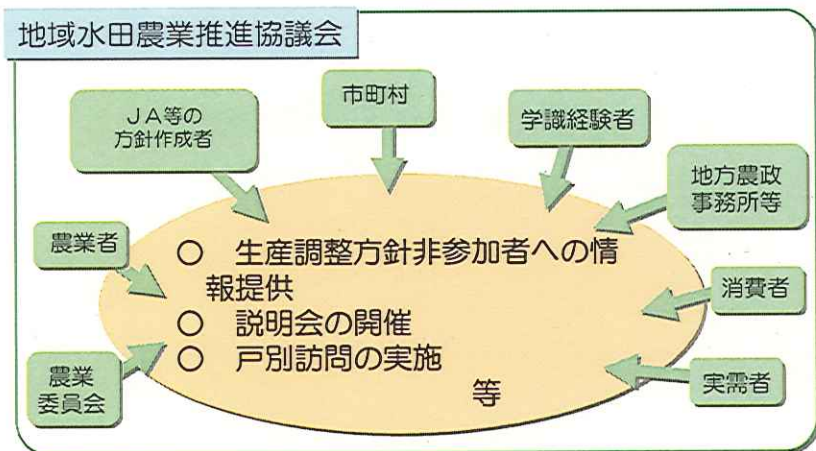
1 協議会1方針作成者の場合には、実際に農業者へ配分を行うこととなるJA等の方針作成者が中心となって、議論することが効果的。



## 生産調整の実効性の確保

的確な生産調整を実施するためには、地域の生産調整参加者を拡大することも重要です。引き続き市町村、JA等の方針作成者や農政事務所等の地域の関係者が一体となって、

- ① 生産調整方針非参加者への情報提供、
- ② 説明会の開催、
- ③ 戸別訪問の実施、  
等の活動を行いましょ。



※ 非参加者への説明のポイント

- ① 産地づくり対策等の支援策（生産調整メリット措置）
- ② 配分の一般ルール（担い手の扱い、飯米農家の扱い等の今後の配分の考え方、仮に参加した場合に配分される数量等）
- ③ 品目横断的経営安定対策との関係（生産調整の実施が実質的要件）  
等を説明しながら、次ページの「産地づくり対策等の支援措置と生産調整の関係」を参考に、生産調整参加者の拡大の取組を推進しましょう。

## 産地づくり対策等の支援措置と生産調整の関係

産地づくり交付金、稲作構造改革促進交付金、品目横断的経営安定対策の対象者となるためには、生産調整方針へ参加（または、自ら作成）し、その方針に従った的確な生産調整の実施が必要です。

対策等	生産調整との関係	集荷円滑化対策との関係
産地づくり交付金	生産調整の実施が要件	集荷円滑化対策の加入・拠出が要件
稲作構造改革促進交付金	生産調整の実施が要件	集荷円滑化対策の加入・拠出が要件 <small>注：地域の判断により、集荷円滑化対策の区分出荷率に応じて減額することを可能とする予定。</small>
品目横断的経営安定対策	対象となる認定農業者等は、生産調整の実施が実質的要件	対象となる認定農業者等は、集荷円滑化対策の加入・拠出が実質的要件

注：生産調整の実施とは、生産調整方針作成者から配分された生産数量目標の範囲内で米の生産を行うことを指します。

● **チェックリストを活用し、体制整備を確認しましょう!**

・チェックリストを活用した自己点検を行い、体制整備及び推進の状況を把握し、遅れている項目への取り組みを強化しましょう。

※ チェックリストは地域の実情に応じて適宜修正してご活用下さい。



新たな需給調整システム移行へのチェックリスト

(都道府県段階)

都道府県の生産調整への基本的方針はありますか。

都道府県協議会には、多くの関係者が参加する体制になっていますか(地域の実情に応じて)。

- |                                |                                 |                                |
|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 都道府県  | <input type="checkbox"/> 中央会関係  | <input type="checkbox"/> 全農関係  |
| <input type="checkbox"/> 全集連関係 | <input type="checkbox"/> 農業共済組合 | <input type="checkbox"/> 学識経験者 |
| <input type="checkbox"/> 農業会議  | <input type="checkbox"/> 法人協会等  | <input type="checkbox"/> 消費者団体 |
| <input type="checkbox"/> 実需者団体 | <input type="checkbox"/> 流通業者団体 | <input type="checkbox"/> その他   |

協議会で協議する事項は、明確になっていますか。

市町村別の需要量に関する情報の算定要素

- ( )
- 都道府県の販売実績の評価
- その他 ( )

協議会は、公開で実施できますか。

これらを踏まえた上で、市町村別の需要量に関する情報を策定し、市町村へ情報提供

都道府県段階での需要に応じた生産を推進  
～地域水田農業ビジョンの実現を支援～

新たな需給調整システム移行へのチェックリスト

(市町村段階)

中間目標である18年を過ぎ19年に向けて、地域水田農業ビジョンの見直しを行っていますか。

- 農業者等の意見を反映しているか  担い手に配慮しているか

生産調整方針に参加していない農業者の生産状況の把握はできていますか。

- 個別に聞き取り等を実施  統計から推計  その他

地域協議会には、地域の生産調整方針作成者がすべて参画する体制になっていますか。その他関係機関はどうですか。

- 市町村  生産調整方針作成者 (  JA、  その他の集荷業者、  大規模農業者 )
- 農業委員会  農業共済組合  学識経験者  消費者団体
- 実需者団体  流通業者団体  その他

地域協議会で協議する事項は、明確になっていますか?

- 生産調整非参加者への働きかけ
- 生産調整非参加者の生産量の勘案の方法
- 生産調整方針作成者別の需要量に関する情報の算定要素
- 農業者への配分の一般ルール
- 方針作成者間の調整

協議会は、透明性等を確保するため公開できますか。

これらを踏まえた上で、

- ① 生産調整方針作成者別の需要量に関する情報を算定
- ② 農業者への配分の一般ルールの設定

市町村段階での需要に応じた生産を推進  
～地域水田農業ビジョンの実現～

新たな需給調整システム移行へのチェックリスト

(生産調整方針作成者段階)

- 新たな需給調整システムに向けて、生産調整方針の変更申請は行いましたか。
- 生産調整方針への参加者の把握はできていますか。把握の方法はどうしましたか。  
 農業者から申込書を取った  その他
- 生産調整方針参加者別のデータは入手しましたか。  
 自主的に整理  市町村等から入手
- 農業者別の生産数量目標の算定方法は、検討していますか。その算定要素は何ですか。  
 ( )
- 農業者への通知はどのような方法で行いますか。必要なシステム（配布ルート等）は準備できていますか。

これらを踏まえた上で、  
 ① 自らの生産数量目標を決定  
 ② 農業者別の生産数量目標を算定し、  
 農業者への通知

自らの販売戦略に基づき、  
 ～地域水田農業ビジョンの実現～

19年度に向けたビジョンの見直しチェックリスト  
 (ビジョンの高度化・実現に向けて)

- ビジョンの達成状況の確認・見直しは行っていますか。  
 現状や問題点を数値化し的確に捉えていますか（地域の弱点、何を克服すべきかが明らかになっていますか）。  
 現状や問題点に即した目標となっていますか。  
 担い手リストの見直しを実施していますか。
- 産地づくり交付金の活用の見直しを行っていますか。  
 需要に応じた生産を推進する観点から、地域の振興作物や何をウリ（高品質、オンリーワン等）にするかを明確にし、それを伸ばすような使途となっていますか。  
 担い手育成・確保の加速化のために使途の見直しを行っていますか。
- 農業者を含む関係者が一体となって取り組んでいますか。  
 農業者を含む関係者の意見を十分にくみ上げる体制となっていますか（集落説明会やアンケート調査等により、地域農業の問題点を伝え、その上で意見をくみ上げる体制づくり）。  
 見直しの内容を農業者を含む関係者へ周知する体制となっていますか（ホームページや広報誌等の活用）。
- 議論の公正・透明性を確保するため、協議会は公開で行うこととしていますか（会議の公開、議事録のホームページ等での公表など）。

～地域水田農業ビジョンの高度化とその実現へ～

## 地域における国（農政事務所等）の取組

・新たな需給調整システムが円滑に機能するには、国を始めとする行政の支援が不可欠なことから、国（農政事務所等）は、以下のような取組を実施します。

### 地域協議会へのオブザーバー参加

・地域協議会の運営や、生産数量目標の配分等に対して、中立、公正な立場からオブザーバーとしてアドバイスを積極的に実施します。



### 農業者への周知活動



・都道府県、市町村及びJA等の生産調整方針作成者と連携し、農業者（非参加者を含めた）への周知活動等を実施します。

### 今後の取組の進め方についての相談活動

・取組の遅れている地域へ、取組の進め方についての相談活動を積極的に実施します。



### 生産調整方針の認定



・農政事務所等は、生産調整方針の認定（変更認定を含む）の際に、新たな需給調整システムは生産調整方針作成者が、自らの生産調整方針に参加する農業者に対し生産数量目標を配分し、的確な生産調整となるための措置を実施しなければならないことを十分に周知します。

・管内の生産調整方針作成者及び新たに生産調整方針の認定を受けようとする者に対して生産調整方針認定の手続きについて、周知します。

## お問い合わせ先

米政策改革についてご不明な点がございましたら、お近くの農政局又は農政事務所までお気軽にご相談下さい。

農林水産省 食糧部 計画課		03-3502-8273
北海道農政事務所	食糧部 計画課	011-642-5470
東北農政局	食糧部 計画課	022-236-6661
青森農政事務所	計画課	017-775-2154
岩手農政事務所	計画課	019-624-1125
秋田農政事務所	計画課	018-862-5612
山形農政事務所	計画課	023-622-7231
福島農政事務所	計画課	024-534-4144
関東農政局	食糧部 計画課	048-740-0099
茨城農政事務所	計画課	029-221-2186
栃木農政事務所	計画課	028-633-3311
群馬農政事務所	計画課	027-221-1181
千葉農政事務所	計画課	043-224-5615
東京農政事務所	計画課	03-3214-7312
神奈川農政事務所	計画課	045-211-1331
山梨農政事務所	計画課	055-226-6615
長野農政事務所	計画課	026-233-2994
静岡農政事務所	計画課	054-246-6125
北陸農政局	食糧部 計画課	076-241-3151
新潟農政事務所	計画課	025-228-5213
富山農政事務所	計画課	076-421-6142
福井農政事務所	計画課	0776-35-3225
東海農政局	食糧部 計画課	052-763-4453
岐阜農政事務所	計画課	058-271-4044
三重農政事務所	計画課	059-228-3152
近畿農政局	食糧部 計画課	075-414-9731
滋賀農政事務所	計画課	077-522-4261
大阪農政事務所	計画課	06-6943-9691
兵庫農政事務所	計画課	078-331-9946
奈良農政事務所	計画課	0742-23-2861
和歌山農政事務所	計画課	073-422-4101
中国四国農政局	食糧部 計画課	086-223-3135
鳥取農政事務所	計画課	0857-22-3131
島根農政事務所	計画課	0852-24-7311
広島農政事務所	計画課	082-281-2113
山口農政事務所	計画課	083-922-5200
徳島農政事務所	計画課	088-622-6133
香川農政事務所	計画課	087-831-8153
愛媛農政事務所	計画課	089-932-1177
高知農政事務所	計画課	088-875-2153
九州農政局	食糧部 計画課	096-378-3171
福岡農政事務所	計画課	092-281-8261
佐賀農政事務所	計画課	0952-23-3133
長崎農政事務所	計画課	095-845-7127
大分農政事務所	計画課	097-532-6133
宮崎農政事務所	計画課	0985-22-3181
鹿児島農政事務所	計画課	099-222-0121
沖縄総合事務局農林水産部食料流通課	計画課	098-866-0155